

九重町地域おこし協力隊募集要綱

《募集概要》

九重町は、大分県の南西部に位置しており、標高1700メートル級の山々がそびえる「くじゅう連山」の麓にあります。九州の屋根というべき名峰連なる九重山群、懐には恵まれた温泉群を抱きながら、四季折々に表情を変える自然環境豊かな町です。また、地熱資源をはじめ豊富な資源を有しており、無限に発展する可能性を秘めています。

しかし、少子高齢化が進み、地域の担い手不足やコミュニティの希薄化が課題となっています。

このような中で、九重町の野矢地区では、住民同士のつながりが今なお深く、子どもから高齢者までが支え合う地域づくりの土壌があります。現在、野矢校区活性化協議会を中心に、子育て支援や高齢者の見守り、食や農を通じた交流、さらには都市部との交流促進など、多世代・多分野をつなぐ取組が進められています。こうした活動を通じて、小さな地区から持続可能な地域づくりのモデルを創出し、将来的には町全体へと広げていくことを目指しています。

そこで今回、地域住民とともにこれらの取組を推進し、地域の魅力向上や新たなつながりづくりに挑戦する意欲のある地域外の人材を、「九重町地域おこし協力隊」として募集します。

《活動概要》

- (1) 野矢校区活性化協議会活動業務の支援
- (2) その他地域の活動に係る業務
- (3) 自らの定住に向けた業務

※業務場所は野矢坂上地区公民館(大分県九重町大字野上 3464 番地の1)となります。

※ホームページや SNS にて、活動状況や九重町の魅力・観光等の情報の発信も行っていただきます。

《募集内容》

募集人員：1名

年齢制限：18歳～45歳程度※在学者は応募できません。

居住地域：条件不利地域以外に住所を有する者※

任期：採用の日～令和9年3月31日(年度末更新とし、最長3年間)
ただし、ふさわしくないと判断した場合は更新しない。

必要資格：普通自動車免許

必要能力：パソコン技術(ワード、エクセル、パワーポイント、SNS配信等)

その他：九重町に1年以上居住可能な者

心身が健康で、地域おこし協力隊の活動に意欲と情熱を持って取り組む者

地域住民と協働してイベントや行事に積極的に参加できる者

協力隊員の任期終了後に九重町に定住を考えている者

土日及び祝日の勤務や行事の参加、夜間の会議など不規則な勤務体制に対応できる方

《待遇等》

雇用形態：雇用関係なし（町長の委嘱による有償ボランティア）

給与・賃金等：月額（最大）180,000円（源泉徴収有・通勤手当無）

勤務時間：月150時間以上（勤務日・時間帯に制限なし）

※150時間に満たない場合、1時間あたり1,200円を減じた額とする。

勤務場所：野矢坂上地区公民館（大分県玖珠郡九重町大字野上3465番地の1）

福利厚生：住居・活動車両については九重町で用意。

（生活必需品や光熱水費等は自己負担）

《募集スケジュール》

申込締め切り：令和8年5月29日（金）

申込後随時：九重町にて面接

面接2週間後：採用可否決定

《採用予定日》

令和8年8月3日（月）

※委嘱状交付は3日（月）の予定です。

※開始時期については、前職の事情を考慮して個別に相談に応じます。

※九重町までの着任に関する費用は各自の負担となります。

《申込み方法》

九重町ホームページよりダウンロードした（若しくは郵送された）応募用紙に必要な事項を記入のうえ、住民票の写しと運転免許証の写しを添えて下記宛先へ応募ください。

《応募・問い合わせ先》

〒879-4895 大分県玖珠郡九重町大字後野上8番地の1

九重町役場 観光・地域推進課

担当：藤原・上山

TEL：0973-76-3150

FAX：0973-76-2247

E-mail：syoko@town.kokonoe.lg.jp

※条件不利地域とは

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）又は沖縄振興特別措置法（昭和14年法律第14号）に指定された地域